

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年3月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月27日から同年10月1日まで

私は、昭和20年3月にA社に入社し、同社B工場に配属され、同社同工場が閉鎖された同年9月30日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、日本年金機構から「昭和20年3月27日にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録はあるが、資格喪失日は不明である。」と回答があった。

昭和20年9月30日まで勤務したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同じ生年月日で、同社同工場における資格取得日が昭和20年3月27日、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、A社B工場の同僚は、「申立人は、A社B工場のC工場勤務していた。昭和20年9月末で同社B工場が閉鎖することになったため、従業員が一斉に解雇されることになり、申立人と私も同時期に退職した。」と証言しているところ、当該同僚の証言は、申立人の同社同工場における勤務実態及び退職時の状況に係る主張と一致している。

また、オンライン記録によると、上述の証言をした同僚に係るA社B工場に

における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 20 年 10 月 1 日と記録されており、これらのことから、申立人は、同年 9 月 30 日まで同社同工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳が確認できない上、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、複数の同僚の資格喪失日が記載されていないとともに、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳も確認できないことから、申立人及び当該同僚の同社同工場における資格喪失日は確認できず、保険出張所における記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和 20 年 3 月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、また、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 10 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に、申立期間②については、B社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を20万円、申立期間②の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月31日から同年4月1日まで
② 平成18年9月30日から同年10月1日まで

私は、自分の年金記録を確認したところ、A社及びB社に月末まで1日の空白も無く勤務していたにもかかわらず、両社ともに1か月の空白があることが分かった。

A社とB社は関連会社であり、雇用形態、勤務地及び職種の変更は無かった。両社から入手した賃金台帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社及びB社に係る雇用保険の記録並びに申立人から提出された両社の賃金台帳により、申立人は、A社に平成18年3月31日まで、B社に同年9月30日までそれぞれ継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、両社の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①については 20 万円、申立期間②については 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成 18 年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 3 月 31 日及び同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が両日を厚生年金保険の資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社と合併し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月21日から同年7月1日まで
人事異動によりB社から関連企業のA社へ転勤になったが、勤務は継続しており保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社の回答、申立人と同時にB社からA社に異動した複数の同僚の証言及び同僚の一人が所持する給与明細書から判断して、申立人は、B社及び関連企業であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D健康保険組合から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」の記録及び上述の同僚の雇用保険の記録から判断すると、昭和42年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月の標準報酬月額の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後にB社と合併し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和42年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月21日から同年7月1日まで

人事異動によりB社D工場から関連企業のA社へ転勤になったが、勤務は継続しており保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答、申立人と同時にB社からA社に異動した複数の同僚の証言及び同僚の一人が所持する給与明細書から判断して、申立人は、B社及び関連企業であるA社に継続して勤務し（B社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E健康保険組合から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」の記録及び上述の同僚の雇用保険の記録から判断すると、昭和42年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月の標準報酬月額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月26日

申立期間においてA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与の支払に係る届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成17年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、19年1月は30万円、同年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は18万円、申立期間③は21万6,000円、申立期間④から⑥までは21万9,000円、申立期間⑦は23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から19年8月まで
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月15日

⑥ 平成 19 年 7 月 13 日

⑦ 平成 19 年 12 月 14 日

A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額記録が、当時支給されていた給与より低い額になっている。また、申立期間②について、標準賞与額の記録が当時支給されていた賞与より低い額になっており、申立期間③から⑦までについて、標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、26万円から44万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年1月は26万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、19年1月は30万円、同年2月は36万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できないものの、上述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除

く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は18万円、申立期間③は21万6,000円、申立期間④から⑥までは21万9,000円、申立期間⑦は23万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3790（愛知国民年金事案 3470 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成4年2月まで

前回の申立期間（平成2年4月から4年2月まで）については、同年7月頃、国民年金保険料を遡って納付できる制度があることを知り、慌ててA市役所で当該期間の保険料を納付できるように手続してもらい、同市役所で同年7月から2、3回に分けて保険料を納付し領収書も受け取った記憶があるとの内容で申立てを行ったが、24年7月11日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、私は、記憶をたどり、平成2年頃にA市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、当時はアルバイトをして収入もあったので、同年10月から国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付していたことや、同年11月頃に同市役所で遡って2年間分の国民年金保険料16万8,000円を一括又は2回に分けて納付したことを思い出した。前回の申立期間に、昭和63年10月から平成2年3月までの期間も加えて申立てをするので、再度、調査、審議し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から4年2月まで（以下「前回の申立期間」という。）について、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）に申立てをしており、前回の申立期間に係る申立てについては、i）申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の納付対象期間、納付時期及び納付金額についての記憶は明確ではないこと、ii）A市の検認状況表によると、平成5年度の保険料が6年4月13日に現年度保険料として一括納付されており、この納付年月日を基準とすると、当該期間の保険料は時効により納付することができなかつたものとみられること、iii）当該期間直後の4年3月

から5年3月までの保険料については、オンライン記録及び同市の検認状況表から過年度保険料として納付されたものとみられ、申立人が保険料をまとめて納付したとする記憶は当該過年度保険料及び前述の現年度保険料の一括納付のことを指している可能性も考えられることなどから、既に同委員会の決定に基づき、24年7月11日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

また、申立人は、今回の申立てにおいて、前回の申立期間に昭和63年10月から平成2年3月まで(オンライン記録では国民年金保険料の免除が承認されている期間)を追加し、申立内容については、同年頃にA市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続きを行い、同年10月から国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付し始め、同年11月頃に同市役所で遡って2年間分の国民年金保険料を一括又は2回に分けて納付したと変更している。

- 2 申立人は、聴取の過程において、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、免除申請をした覚えがないとしているものの、A市の検認状況表によると、昭和63年度及び平成元年度については、オンライン記録と同様、いずれも保険料が免除されており、不自然な事務処理もうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年9月までについて、申立人は、同年11月頃にA市役所で遡って2年間分の国民年金保険料を一括又は2回に分けて納付したとしているところ、申立人の主張に沿えば、同年11月頃を基準とすると、昭和63年10月から平成2年3月までの保険料は追納保険料として、同年4月から同年9月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。しかし、申立人が保険料を納付したとする同市役所では追納保険料の納付は取り扱っていないとしているほか、A市の検認状況表においては、平成2年度の保険料は未納とされていることから、申立人が当該期間の保険料を追納保険料又は現年度保険料として納付していたことを見いだすことができない。

さらに、申立期間のうち、平成2年10月から4年2月までについて、申立人は、2年10月からA市役所で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているため、申立人の主張は、当該期間の国民年金保険料を、当時、現年度保険料として納付していたとするものであるとみられる。しかし、申立人は、保険料の納付周期については明確に覚えていないとしており、当該期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である上、A市の検認状況表においても、オンライン記録と同様、平成2年度及び3年度の保険料は未納とされていることから、申立人が当該期間の保険料を現年度保険料として納付していたことを見いだすことができない。

加えて、B施設及びC施設の回答書によると、申立人は、申立期間の大半

を含む平成元年9月から4年6月まではD施設、E施設及びC施設に入所していたことが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する2年頃において、申立人自身がA市役所に出向き、加入手続を行うことは困難であり、同年10月から国民年金保険料を納付していたとする主張に矛盾が見受けられる。

このほか、申立人は、新たな資料として、申立期間の国民年金保険料を納付したとする資力及びその根拠として、金融機関口座の通帳記録の写し及びアルバイトで勤務していた二つの事業所についての情報を提出している。しかし、当該通帳の記録によると、最初の行の年月日欄には「04-11-04」、「新規」と印字されていることが確認でき、F銀行によると、当該通帳は平成4年11月4日に初めて作成されたものであるとしている上、申立人が当時勤務していたとする二つの事業所によると、いずれも申立期間当時の人事記録は保管しておらず、申立人の勤務期間は不明としており、これら申立人が提出した資料等では、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間のうち、平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3791

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から59年12月まで

私の国民年金加入手続については、昭和55年12月頃に、父親がA市役所で行い、申立期間の国民年金保険料についても、父親が兄の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月24日にB市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した55年12月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、父親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる上、当該加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、父親が兄の保険料と一緒に納付してくれていたとしているものの、兄の国民年金加入手続は、昭和49年11月頃に行われており、申立期間において、兄は、既に国民年金に

加入しているのに対し、申立人は、上述のとおり、62年2月頃までは国民年金に未加入であったことから、状況が異なり、兄の納付記録をもって父親が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたとまで推認することはできない。

加えて、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年3月まで

私の申立期間に係る国民年金の付加保険料については、父親が申出申請と納付を行ってくれた。父親は亡くなっているため、いつ付加保険料を納付する申出申請を行い、いつから納付してくれていたのか分からないが、私の年金記録では、昭和53年4月から納付していることとされている。私は、母親が年金をもらう際に、父親が付加保険料を納付してくれていたため助かったと話していたことを覚えている。恐らく、父親は、同年4月より前から定額保険料と併せて私と母親の付加保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の付加保険料について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金加入申請は昭和44年9月頃にA市で行われたものと推認され、申立人に関する申立期間については、定額保険料が全て現年度保険料として納付されていることが確認できる。国民年金の付加保険料の納付については、制度上、45年10月から開始されていることから、父親は、申立人に関する申立期間において、いつでも申立人の付加保険料を納付する申出申請を行い、定額保険料と併せて付加保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、付加保険料を納付する申出申請及び申立期間に係る付加保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっている上、申立人が申立人と同様に付加保険料が納付されていたことを聞いたとする母親も既に亡くなっていることから、申立人の付加保険料を納付する申出申請及び申立人に関する付加保険料納付状況の詳細は不明であ

る。

また、付加保険料については、制度上、申出をした日の属する月以後について納付することができることとされているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る付加保険料を納付する申出が昭和53年4月に行われている記載が確認できることから、この申出が行われた同年4月より前に、父親が申立人に係る申立期間の付加保険料を納付することはできず、当該名簿において、申立期間の付加保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が年金をもらう際に、父親が付加保険料を納付してくれていたのを助かったと話していたことを覚えているところ、オンライン記録により、母親の国民年金加入期間における保険料の納付状況を見ると、付加保険料の納付については、申立人と同様、昭和53年4月から開始されており、申立期間は、定額保険料のみ納付され、付加保険料を納付する申出が行われていた形跡は見当たらないことから、申立人が母親から聞いたとする話の内容では、父親が申立期間中に付加保険料を納付する申出を行い、付加保険料を納付していた事情を見いだすことはできない。

加えて、父親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3793

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで

私は、昭和58年9月に会社を退職する際に、退職後は国民年金に加入するように会社の担当者から言われ、退職直後にA市役所B支所で加入手続を行った。国民年金保険料については、送られてくる納付書により定期的に同支所で納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月に会社を退職し、退職直後にA市役所B支所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、送られてくる納付書により定期的に同支所で納付していたとしているものの、保険料額や納付周期までは覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月14日に同市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を同年4月1日（第3号被保険者の制度が開始された日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録（1）」欄の記載内容並びにA市の国民年金被保険者名簿の

資格取得年月日欄の記載内容は、いずれも上述の申立人の第3号被保険者資格取得日（昭和61年4月1日）とも符合する上、同名簿の検認記録欄においても、オンライン記録同様、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 46 年 5 月まで
② 平成 10 年 11 月 24 日から 20 年 5 月 16 日まで

私は、申立期間においてA社及びB社で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、両社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から判断すると、申立人は、当該期間のうち、昭和 42 年 10 月 18 日から 45 年 10 月 27 日までA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 52 年 9 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、A社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 32 人のうち、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚の一人を含む多くの者は同社が適用事業所となった日の直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の書類を保管していないため、届出や保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及びB社から提出された社員台帳の記録により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「申立人の職種はパートであり、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社から提出された給与台帳により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「B社に勤務していた時は国民健康保険に加入しており、同社から保険証はもらわなかった。」と主張している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 46 年 12 月まで
② 昭和 48 年 1 月から 51 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私が勤務した事業所のうち、A社びB社は法人であった。厚生年金保険の記録があると思うので、調査をして記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言により、勤務期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 49 年 1 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人を記憶する同僚は、「私は、昭和 33 年からA社に勤務しているが、同社が厚生年金保険に加入したのは、49 年である。これより前は厚生年金保険の取扱いが無かった。」と証言している。

さらに、昭和 49 年 1 月 19 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 8 人のうち、4 人については同社が適用事業所となった日の直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社は、「関係書類は、C災害の際に全て消失し、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、当時の状況は不明である。」と回答している。

申立期間②及び③について、B社の事業主及び同僚の証言により、勤務期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B社は平成元年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確

認できない。

また、オンライン記録によると、B社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同社の事業主及び同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日の直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料は保存していないが、申立期間については、厚生年金保険の適用が無かったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月頃から28年7月16日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。複数の同僚には記録があるのに私に記録が無いことは納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は昭和22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和28年7月*日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主3人はいずれも連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げる同僚8人のうち、2人について申立人はA社の閉鎖時まで一緒に勤務していた旨主張しているが、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8752（中部（三重）厚生年金事案 8446 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 24 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 24 日まで

前回、脱退手当金を受給していないとして申立てを行ったものの、当該申立てを認めることはできないとの通知を受けた。

しかし、A社B工場を退職後、すぐに転居したため通知等を受け取っておらず、脱退手当金も受け取っていない。戸籍の附票を提出するので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月 24 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 100 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、85 人に支給記録が確認でき、うち 84 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい受給した。」と証言していること、同社から申立人の届出の記録として提出された同社作成の「厚生年金保険被保険者台帳」には、オンライン記録における脱退手当金の支給額と一致する金額が記載されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の同年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づ

く平成26年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社B工場を退職後すぐに転居したが、転居届を提出していないため、脱退手当金の手続に関する通知等を受け取っておらず、脱退手当金も受け取っていない。戸籍の附票を添付するので、再度調査してほしい。」などと主張し、戸籍の附票を添付して再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、前回の申立時にも転居について同様の主張をしており、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。